

# 令和6年度・第15回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年6月25日(火) 13:00～16:00

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(19名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・梶原主幹・吉原主任・中城G員・  
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 9番 \_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ 10番 \_\_\_\_\_ ㊟

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ㊟

## 令和6年度 第15回農業委員会総会議事録

### 議事日程「諸般の報告」

#### 5 報告

- 報告第47号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第48号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第49号 非農地証明発行の専決処分について

#### 6 議事

- 議案第160号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第161号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第162号 非農地証明願承認について
- 議案第163号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第164号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第165号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権選定許可承認申請について
- 議案第166号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第167号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第113号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について（保留分）
- 議案第114号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）（保留分）
- 議案第118号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（保留分）
- 報告第32号 農地形質変更届の専決処分について（保留分）

#### 7 その他

- (1) 7月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13:00】

局長代理           初めに、会長にごあいさつをお願いいたします

会    長           皆様お疲れ様です。田植えで忙しいときに総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

一週間ほどの長雨で、どこに災害が出るかわからない状況で非常に危険です。

皆様方、大雨が降った際は必ず非難をしていただくようお願いいたします。

5月29日、30日に令和6年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、局長と出席いたしました。

食料農業農村基本法が改正されまして、参議院を通過ということでした。次の日には、県選出の国会議員の方と面会いたしまして、自民党・立憲民主党へ挨拶回りをしまして色々な要望をしてきました。

そして、6月5日に第106回通常総会、同じく常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、事務局職員と出席いたしました。

20の市町村が出席し、4条が10件、5条が40件そのうち薩摩川内市は5条が1件で、なにも問題がないということで質問は受けなかったのですが、他の市町村で質問を受けてたじたじのところがありました。

通常総会では無事予算決算も承認されました。

そして、6月7日に農業公社臨時理事会が本庁舎601会議室で開催されまして出席いたしました。前の農政部長が退任されたので、今の農政部長が副会長に就任されました。

14日、第2回農業委員会だより編集委員会、第14回運営委員会を本庁舎の502会議室において開催され出席いたしました。

そして、本日第15回農業委員会総会がSSプラザ川内で開催となっております。

まだまだこれから暑くなりますので、熱中症には気を付けて農作業に従事してください。

本日は本当にお疲れ様です。

議    長           ただ今から、第15回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の出席状況について、報告いたします。  
定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、8番：中島弘和委員・13番永留智史委員であり、欠席届が提出されております。  
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名です。  
欠席委員は1名で、32番：古川梓委員であり、欠席届が提出されております。  
以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。  
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。  
総会資料の1ページをご覧ください。  
5月29日と30日に令和6年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、会長、局長が出席されております。  
6月5日に第106回通常総会、同じく常設審議委員会がマリパレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しております。  
6月7日に農業公社臨時理事会が本庁舎601会議室で開催され、会長が出席されております。  
7日・10日が定例の現地調査です。  
14日が第2回農業委員会だより編集委員会、第14回運営委員会を本庁舎の502会議室において開催しております。  
そして、本日第15回農業委員会総会がSSプラザ川内で開催となっております。  
以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、

9番：下茂 正憲（しも まさのり）委員

10番：木下 博英（きした ひろひで）委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第47号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第47号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件です。登記地目 田1筆 575 m<sup>2</sup>、畑1筆 92 m<sup>2</sup>、合計2筆 667 m<sup>2</sup>の届出がありました。

内容といたしましては、受理番号1番は盛土して、畑にするための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第47号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第47号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第47号を終ります。

次に、報告第48号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第48号を説明いたします。資料は3ページから9ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号14番から47番までの34件です。登記地目 田33筆 37,644 m<sup>2</sup>、畑9筆 14,103 m<sup>2</sup>、合計42筆 51,747 m<sup>2</sup>の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は36番、38番、42番、43番の4件です。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第48号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第48号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第48号を終わります。

次は報告第49号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第49号を説明いたします。資料は10ページから11ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号22番から29番までの8件で、登記地目 田8筆 4,370 m<sup>2</sup>、畑5筆 5,235 m<sup>2</sup>、合計13筆 9,605 m<sup>2</sup>の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第49号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第49号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第49号を終わります。

それでは会次第6の議事に入ります。

議案第160号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第160号を説明いたします。資料は12ページから14ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号20番から25番までの6件で、登記地目 田1筆801㎡、畑9筆3,879㎡、合計10筆4,680㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

受理番号20番は、駐車場、21番は、資材置場の目的でそれぞれ申請されるものです。

受理番号22番から25番は、一般住宅、一般住宅と貸農機具置場、共同住宅と駐車場の目的でそれぞれ申請されるものです。

22番は、一般住宅の500㎡を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。また、分筆後の残地は、議案第163号26番で3条所有権移転と同時申請となります。

以上6件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が20番から21番を報告します。

6月10日、鶴屋推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず20番は、位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。駐車場の目的で申請しています。

21番は、位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。資材置場の目的で申請しています。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

山路委員

14番、山路が22番を報告します。

6月7日、馬渡推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。転用目的は、一般住宅の目的で申請されるものです。残地の農地は、譲受人が3条取得します。

一般住宅の基準である500㎡未満を超過しますが、添付してある地積超過理由書のとおり、東側に傾斜地があるため、宅地として利用できない部分があり、やむを得ないと判断しました。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員

11番、乙須が23番～24番を報告します。

6月10日、中川推進委員と事務局 西・吉原職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず23番は、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅と貸農機具駐車場の目的で申請しています。

なお、貸農機具駐車場は[REDACTED]との使用貸借契約済です。

24番は、位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。共同住宅・駐車場の目的で申請しています。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木下委員

10番、木下が25番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的で申請しています。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
　　　　　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、議案第160号につきまして採決いたします。  
　　　　　　議案第160号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第160号については、原案のとおり承認されました。議案第160号については、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。  
　　　　　　次に、議案第161号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。  
　　　　　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第161号を説明いたします。資料は15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号26番、27番の2件で、登記地目 畑2筆262.65㎡の申請がありました。

　　内容といたしましては、26番、27番は、それぞれ、申請地を親から借り受けて、一般住宅の目的で申請されるものです。

　　26番は、2386番 宅地 216.32㎡と一体利用で総面積290.97㎡となります。

　　以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

　　以上で議案第161号に係る説明を終わります。



た。

内容といたしましては、7番、8番、10番、11番、13番は、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野・山林化しています。

9番は、昭和43年頃に、12番は、平成4年頃に居宅が建てられており、農地性を失っている状態となっています。

今般、それぞれ、原野・山林並びに宅地へ地目変更するための申請です。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第162号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 　　10番、木下が7番～8番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、7番ですが、位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化していました。

8番は、位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成16年頃から耕作しておらず、原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

乙須委員 　　11番、乙須が9番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、昭和43年頃から建物が存在し、宅地化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

木下委員 10番、木下が10番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。  
申請地の現況は、平成16年頃から耕作しておらず、原野化して  
いました。  
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと  
から証明書を発行すべきと考えます。以上です。

乙須委員 11番、乙須が11番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。  
申請地の現況は、平成10年頃から耕作しておらず、山林化し  
ていました。  
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと  
から証明書を発行すべきと考えます。以上です。

木下委員 10番、木下が12番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。  
申請地の現況は、平成4年頃から建物が存在しており、宅地化  
していました。  
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと  
から証明書を発行すべきと考えます。以上です。

新屋委員 4番 新屋が13番を報告いたします。  
6月7日 古川委員と事務局 西・松下職員と現地調査を実施  
しましたので報告いたします。  
位置図・調査表ともに17ページです。  
申請地の現況は畑ですが本市非農地証明書の発行基準を満た  
し、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。  
以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。  
議案第162号については、原案のとおり処分決定することに

賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第162号は原案どおり決定されました。

次は、議案第163号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第163号を説明いたします。資料は18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号23番から26番の4件で、田2筆1,306㎡、畑3筆852㎡、合計5筆2,158㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

26番は、議案第160号受理番号22番の農地転用に伴う分筆の残地となります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第163号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が23番から25番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

23番は、位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

24番は、位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

25番は、位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

規模拡大の権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

山路委員

14番、山路が26番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図5ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。

規模拡大の権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第163号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第163号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第164号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号27番です。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員

(退席・退室)

議 長 事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第164号を説明いたします。資料は19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第164号27番の譲受人が、当委員会農業委員の木場委員、ご本人です。内容説明いたします。

今月の申請は、受理番号27番の1件で、登記地目 田2筆1,111㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、「知人間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第164号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14番、山路が27番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表22ページをご覧ください。

知人からの受贈になります。申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第164号については、原案のとおり処分決定することに

賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第164号は、原案のとおり許可することに決定いたします。  
木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議 長 次は、議案第165号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第165号を説明いたします。資料は20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号28番の1件で、登記地目 畑1筆586㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、使用貸借権を設定するものです。

障害者福祉サービスを行っている社会福祉法人が、利用者のリハビリ目的で農地を3年間借り受けるもので、今回、更新するものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。

以上で、議案第165号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 4番、山路が28番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図22ページ、調査表23ページをご覧ください。  
契約の更新であり、期間は3年間です。申請地の現況は、畑で耕作されていました。





議案第166号、受理番号20番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第166号、受理番号20番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。  
小園委員の入室をお願いします。

小園委員 (入室・着席)

議 長 議案第166号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第167号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第167号を説明いたします。資料は24ページから35ページをご覧ください。

今月の申請は、田115,879㎡、畑924㎡、合計116,803㎡の申請がありました。

管理権設定64件中、認定農業者等に係る分は23件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第167号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議長 賛成全員であります。議案第167号は原案のとおり意見決定いたします。

議案第167号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議長 次に、議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」（保留分）、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」（保留分）、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」（保留分）、報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」（保留分）を一括して審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 本件について、説明いたします。本件について、意見決定するための要件として、①農地法申請どおりの工事完了、②農地法申請に係る各種法令等手続きの完了、③本件に関する経緯の確認ができた後に総会で意見決定することになっております。

①の農地法申請どおりの工事完了ですが、越境等の改善の工事完了報告を受け、令和6年6月3日（月）に、本市都市整備課、林務水産課、農業委員会事務局で申請に添付されている図面で現地を確認し、境界等の確認をしました。

②の農地法申請に係る各種法令等の手続きは、本市都市計画法に基づく土地利用協議の変更承認、土地改良区への施設使用届、林務水産課への法定外公共物占用等許可変更届があり、それぞれ承認されています。

③の本件の経緯については、去る令和6年5月27日開催の第14回農業委員会総会で参考人招致を行い、聞き取りを実施しました。駐車場をして整備した後の写真の提出、3条申請に係る営農計画書の提出、宅地建物取引業法にかかる件についての回答を申請人等に求めておりました。

お手元に、資料1報告第32号議案第113号・議案114号議案第118号に係る追加資料をご準備ください。

駐車場としての完了写真は、資料6ページをご覧ください。駐車場を整備したあと区画をこのように番号を付けて一旦は工事が完了したとの写真を頂いているところです。

続きまして営農計画書については、1ページに戻ってください。

許可後、令和7年4月のレモン42本の植栽を計画しており、植栽までの期間は、令和6年8月に表土を入れ、9月から3月までは、耕耘・追肥等の保全管理をする計画です。

宅地建物取引業法に関する件については、資料4ページのとおり回答がありました。また、県の建築課へ事務局からも紹介し、回答を得ております。

申請人より次の通りの回答がありましたのでご説明させていただきます。

まず①番の宅地建物取引業についての36条のことについてです。36条に農地法が該当するか監督庁へ確認してくださいという回答を求めたところ、鹿児島県の建築課の回答は宅地建物取引業でいう広告開始の制限、第33条が第36条の規定に抵触するかはいずれも宅地を造成前という未完成物件であるということが前提であり、宅地造成が完成されていればこの規制対象にならないということになります。宅地造成の完了は農地法の許可がされている、されていないは関係なくてその状態になっているということであれば完成しているというふうにみなすということで規制対象外になりますという回答を県のほうからいただいております。

これを事務局も確認してそのような回答をいただいております。

②番目 買主に対して違反した状態であることの意味を買主に説明するということについて、どのようにしたかということで回答を求めておりましたが、申請人からの回答としまして農地転用に伴う契約は不動産取引において慣例的に行っており、許可が下りる前に契約は慣例で行なわれていますが、農地法の許可が出てからじゃないと正式ではないということで、契約書通りにうたっております。今回につきましては令和6年度1月11日に申請人のほうで地目変更をしておりますがその後契約が結ばれましたよという事になります。

その宅地に対する位置指定道路の変更が未納のままですので、売主に対してはその手続きが終わってからの引き渡しになるとのことでそれが出来るかどうかというのは売主・買主の間で話し合いができて評価をいただいているという回答だと思いますので重要事項の説明の中で農地法の許可がおりてからじゃないと、というところに該当するとのことで、買主さまにも説明してありますという回答でございます。

以上のことが転用許可前のことについてです。

5ページをご覧ください。5ページは宅地建物取引業も農地

法の許認可も含まれますが、それが違法だという事で許可権者が決定した場合は許可権者のほうが監督庁に「このような事例がありました」という事で話をし、それに基づいて行政指導が入るという流れになります。

今のところ薩摩川内市の農業委員会は権限委譲を受けていませんので県が許可権者になります。

今回においては皆様方に許可相当か不許可相当かという薩摩川内市の意見決定をしていただくのが今回の話になりまして、最終的な意見決定は県が決定するという事になりますので、③番のことにつきましては県の許可権者が違反転用ですよと認めた場合に流れていくという話になります。もし、そのような話になった場合は県建築課に直接、県より連絡があり指導が必要かという流れになります。

以上、申請人への宿題の回答でございます。

以上のようなことから、本件については、総会で意見決定する要件が整っていることとなります。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。

議案第113号、議案第114号、議案第118号について、何か御質疑ございませんか。

木下委員 　　今、お話を聞いていた中で、スッキリしない部分がありまして、意志決定をする、しない、○であろうが×であろうが、意見としては県には上がっていくのですね。

梶原主幹 　　その通りです。

木下委員 　　○が多いから上げる、×が多いから上げないということではなく、意思決定さえすればそれは確実に薩摩川内市の意見として県に上げていくのですね。

梶原主幹 　　鹿児島県の農業会議ではなく、鹿児島県に上げていきます。

木下委員 　　わかりました。

議長 　　他に何かございませんか。

委員・推進委員 　　(ありません)

議長 ないようですので、採決に移ります。

はじめに、議案第113号、議案第114号、議案第118号に係る採決方法について、審議いたします。

薩摩川内市農業委員会会議則第13条「採決は起立または、挙手による。ただし重要な事項については投票による。」となっております。

ここで今回の案件は重要事項として決定した場合、投票によることとなります。

議長 質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

木下委員 この案件は半年ほど審議している重要な案件として考えています。

薩摩川内市農業委員会ではこれ以上の案件は発生していないし、これからも発生しないと個人的には思っています。

それで、どのように自分で事務局に相談したらいいかと思ったときに、事務局より、運営委員に相談していただき運営委員会で話をしてもらってくださいという回答だったので、川内南の農業委員にそれぞれ連絡をしてご了解を得て、運営委員さんに相談をし、運営委員会で話をしてもらいました。

後で伺ったところ、その運営委員会では、そこまでしなくてもいいのではという流れだったとのことでした。

中には投票をした方がいいのではという意見も耳にしたので、運営委員の方々の意見も尊重しながらどちらかに決めていけたらと思います。以上です。

議長 ほかにご質疑ありませんでしょうか。

梶原委員 18番 梶原です。

投票でなければならぬと、誰が賛成したか、誰が反対したかというのを明らかに出来ないような案件であることなのか。この案件は、19名、今日は17名ですが、皆さん責任を持ってこの場に来られているし責任を持って採決に望んでおられるのだから、誰が賛成した・反対したではなくて、過半数になれば可決で賛成という事になるのですからそれでいいのではと思います。

通常の挙手でと思います。

谷山委員 2番 谷山です。

今、梶原委員の意見が出ましたとおり、私は梶原委員の意見に賛成です。挙手でも投票でもどちらでもいいのではと思います。そして、意見決定をしていただきたいと思います。以上です。

有馬委員

12番 有馬です。

今、梶原委員も谷山委員もおっしゃいましたが、私は挙手より記名投票のほうが良いと思います。

そのほうがスッキリするのではないかと思います。

人間には目があります。後々ごたごたがなければいいのですが、記名投票のほうが私的にはスッキリするのではと思います。運営委員の意見をお聞きしたいのですがいかがですか。そこまでする必要はないですか。以上です。

議長

運営委員の方々、なにかご質疑ありませんでしょうか。

木場委員

7番 木場です。

運営委員会でも話が上がったのですが、私は梶原委員の意見に賛成です。どちらにしても県に意見決定されていくのですから、遺恨が残るということはないと思います。

梶原委員が言われたように19名が責任を持って手を上げるわけです。人の顔色を見て上げるわけではないので、自分の意志を持って挙手で行った方がいいのかと。記名投票で時間を割いて、そこまでの案件なのかなと思います。以上です。

議長

他にご質疑ありませんでしょうか。

小城委員

6番 小城です。

私は個人的には、何度も話をしているわけですし、簡潔に挙手で決めたほうがいいのではないかと考えているところです。

以上です。

議長

他にご質疑ありませんでしょうか。

中原委員

1番 中原です。

私は当日も質問したのですが、この件につきましては、申請をして決められた通りにやっていただいたら、すでに許可が出ていますよという話もさせていただきました。

ですから、二度とこのような事例が出ないように、自分たちの仕事もしっかりとしていかなくちゃいけないのではというふうに

思います。

木下委員の気持ちは分かります。でも、これだけ書類も揃ったし使用要件も揃っていますので、最終的な決定は県のほうにまかせて、皆さんのおっしゃったように挙手でいいのではと私も思います。以上です。

有馬委員

12番の有馬です。

先ほど梶原さんが説明されましたが、もう全てオッケーなのでですね。

例えば、越境部分の復元とか。その辺はなにも問題はないという考えでいいですか。

梶原主幹

申請書通りの越境も改善されていますし境界も明記されておりますので、そこの部分は改善されております。そこは農業委員会事務局だけではなくて、都市整備課及び林務水産課の立ち合いのもと技術者も含めて立ち合いさせていただいて、申請書通りの耕地確認は完了しています。

有馬委員

前はそこがはっきりとしないところがあったものですから質問させていただきました。以上です。

議 長

他にご質疑ありませんでしょうか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

採決方法について、採決をとります。

重要な事項として投票による採決方法が良い農業委員は挙手をお願いいたします。

(2名 挙手)

議 長

重要な事項として挙手による採決方法が良い農業委員は挙手をお願いいたします。

(残り全員 挙手)

議 長

挙手が過半数以上ですので、従来どおり挙手による採決といたします。

議長 議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」（保留分）について、原案のとおり許可相当と意見決定する（未完成の場合は審議保留）ことに賛成の方の挙手を求めます。

過半数委員 (挙手)

議長 賛成過半数を超えておりますので、議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」（保留分）は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」（保留分）について、原案のとおり許可相当と意見決定する（未完成の場合は審議保留）ことに賛成の方の挙手を求めます。

過半数委員 (挙手)

議長 賛成過半数を超えておりますので、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」（保留分）は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」（保留分）については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

過半数委員 (挙手)

議長 賛成過半数を超えておりますので、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」（保留分）は、原案のとおり許可する（未完成の場合は審議保留）ことに決定いたします。

次に、報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」（保留分）何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」（保留分）を終了いたします。

梶原主幹

すみません。補足です。

今回のことについて、先ほど言ったとおり意見決定をいただきましたので、事業計画変更の承認と4条の申請については許可相当という意見決定をいただきましたので進達させていただきます。

3条は薩摩川内市の農業委員会が許可権者ですので許可を出すことになるのですが事業計画変更が県の方に行った後じゃないと許可が出せませんので同時許可にさせていただきたいと思えます。それを報告することを忘れておりました。

申し訳ございません。よろしく願いいたします。以上です。

議長

他にないですか。

議長

以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 7月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理

7月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、9日(火)が本土川内地域、8日(月)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

なお、申請が多い場合は3班体制で、いずれも午前中までは終了の形をとります。

午前8時30分までに農業委員会事務局横の502会議室にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の7月総会は7月26日(金)午後1時から、SSプラザ川内の3階301から303会議室を予定しています。

また、裏面は7月から9月の行事予定を記載してあります。

主要行事のみ説明させていただきます。

7月12日 令和6年度 農業者年金推進会議及び農地利用状況調査推進会議を SS プラザ川内で開催いたします。これは例年毎年行っていますが農業者年金加入の推進会議それから利用状況調査の会議に

なります。こちらにつきましては全員ご出席で毎年お願いしておりますので必ずご出席をお願いいたします。駐車場につきましては、総会と同じ S キューブの駐車場になります。

続いて8月27日です。令和6年度鹿児島県農業委員会大会が開催されることとなっております。これは全市町村の農業委員会の委員さんが集まっていたいただき大会が開催されます。場所は鹿児島市の宝山ホールです。なお当日は市でバスを2台貸し切っておりますので、そちらに乗っていただき現地へ集合ください。午後からの開催で、昼食につきましては城山観光ホテルに予約をしております。行程につきましては後ほどお知らせしたいと思います。

続いて9月11日、12日は、鹿児島県農業委員会女性委員の会 総会研修委員会が SS プラザ川内で開催されます。この女性委員の会 総会研修委員会ですが、毎年各市町村持ち回りで開催しております。今年には薩摩川内市が担当しておりますので、薩摩川内市で会場等の準備等を行うこととなっております。初日が SS プラザ川内の多目的ホール・301～303会議室で行われます。そして2日目が研修視察になります。株式会社バイオアース、こちらは養蚕関係の会社になります。その後、入来町の朝陽ワイナリーの見学となっております。

女性委員の会に関しましては女性委員がメインとなっております。

以上が3か月の予定となっております。

今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　そのほかに、事務局から何かございませんか。

梶原主幹 　　8月27日の農業委員会大会の出欠を出していない方は提出をお願いします。また、自家用車で直接行かれる方は余白の部分に書いていただくと助かります。

川内・入来・樋脇に寄りますので人数を確認して行程を組みたいと思っています。昼食は城山観光ホテルで予約をしておりますので、参加のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 　　それでは、全体的に何かございませんか。

木下委員 　　先ほど、会長より全国大会の報告などありましたが、私がお願

いしたいことは、どのような内容だったかを知りたいので報告して欲しいということです。

会長や局長が会議等に参加された際には復命書等を PDF でもいいので全委員に展開してほしいです。タブレットで全委員が見られるようにすればいいと思います。委員達がちゃんと確認しているかチェックして、見ていない人にはなぜ見ていないのかと確認するようにしたらいいと思います。

平局長 今、木下委員よりご要望があった件についてお答えをさせていただきます。

主に4点あったと思います。

1点目は、会長の報告では内容が分からないということで、会長は全体的な会議の報告をしていますので時間の制約もある中で今回コンパクトにまとめて報告されたと私は思っております。

2点目の復命について内容を教えてほしいということですが、これについてはご要望がありましたので、資料的に全てとかなり多くなるので出来るだけコンパクトにまとめてお知らせをさせていただきたいと思います。

3点目の大会の情報についてですが、これについては全国農業新聞でも皆様方にも取っていただいております中でも、こういったことをしたかという情報も開示されておりますので、コンパクトな部分は全然情報がないということはないと思っておりますので、そこを見ていただければある程度柱の部分についてはご確認できるのではないかと考えております。

それと4点目のチェックの件、委員さんが見たか見ていないかという事ですけど、これについてはそこまでの必要はなくて、私の個人的考えですが情報は提供しますが、その後の見たか見ていないかのチェックまでの必要はないと思っています。

理由は、その情報をこちらが提供するという事が大事であって見たか見ていないかという事が大事な事ではないと思っておりますので、もし見ていなければ私共の方で補足があればご説明をするなりそのような形でさせていただきたいと思っております。

また、私の意見でご意見がありましたらご意見をいただきたいと思います。以上です。

木下委員 はい分かりました。

議長 他に全体的に何かございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 これをもちまして第15回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 15:30】